

被保険者各位

富士通健康保険組合
[印 略]2023年度保険料率の改定等について（ご通知）

当健康保険組合の運営にあたりましては、種々ご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
先般開催されました組合会において、2023年度保険料率について決議されました。
また、健康保険法改正に伴う変更事項もあわせてご通知いたします。

記

1 2023年度保険料率について

2023年度については、健康保険料・介護保険料の料率改定はありません。
(基本保険料・特定保険料の負担割合のみの変更です)

(1) 健康保険料率

[改定料率]	改定なし	[内訳]																
<table border="1"> <tr><td>2022年度</td></tr> <tr><td>88</td></tr> <tr><td>1000</td></tr> </table>	2022年度	88	1000	→	<table border="1"> <tr><td>2023年度</td></tr> <tr><td>88</td></tr> <tr><td>1000</td></tr> </table>	2023年度	88	1000										
2022年度																		
88																		
1000																		
2023年度																		
88																		
1000																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基本保険料率</th> <th>特定保険料率</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者負担</td> <td>23.33%</td> <td>15.83%</td> <td>39.16%</td> </tr> <tr> <td>事業主負担</td> <td>29.10%</td> <td>19.74%</td> <td>48.84%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>52.43%</td> <td>35.57%</td> <td>88.00%</td> </tr> </tbody> </table>		基本保険料率	特定保険料率	合計	被保険者負担	23.33%	15.83%	39.16%	事業主負担	29.10%	19.74%	48.84%	合計	52.43%	35.57%	88.00%
	基本保険料率	特定保険料率	合計															
被保険者負担	23.33%	15.83%	39.16%															
事業主負担	29.10%	19.74%	48.84%															
合計	52.43%	35.57%	88.00%															
		※基本保険料 加入者に対する保険給付、保健事業に充てる保険料 ※特定保険料 後期高齢者支援金（国に収める拠出金）等に充てる保険料																

(2) 介護保険料率

[改定料率]	改定なし	[内訳]								
<table border="1"> <tr><td>2022年度</td></tr> <tr><td>17.6</td></tr> <tr><td>1000</td></tr> </table>	2022年度	17.6	1000	→	<table border="1"> <tr><td>2023年度</td></tr> <tr><td>17.6</td></tr> <tr><td>1000</td></tr> </table>	2023年度	17.6	1000		
2022年度										
17.6										
1000										
2023年度										
17.6										
1000										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>介護保険料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者負担</td> <td>8.80%</td> </tr> <tr> <td>事業主負担</td> <td>8.80%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17.60%</td> </tr> </tbody> </table>		介護保険料率	被保険者負担	8.80%	事業主負担	8.80%	合計	17.60%
	介護保険料率									
被保険者負担	8.80%									
事業主負担	8.80%									
合計	17.60%									

※健康保険組合では、介護保険料の徴収のみ行っており、国から通知される介護納付金に基づき毎年の保険料率を決定しています。

(3) 改定時期

2023年3月（4月給与控除分）改定

2 2023年度 退職後の健康保険（任意継続・特例退職）の保険料について

(1) 任意継続被保険者制度

2023年度平均標準報酬月額：440,000円

「退職時の標準報酬月額」または「当健康保険組合在籍の全被保険者の2022年9月末日の平均標準報酬月額(440,000円)」のいずれか低い方に、保険料率を掛けた金額になります。

(2) 特例退職者医療制度

「2022年9月末日の一般被保険者平均標準報酬月額」と「年間平均標準賞与支給額の1ヶ月分」を合計した額の半額が該当する標準報酬月額に、保険料率を掛けた金額になります。

特例退職者医療制度 標準報酬月額：320,000円
(加入者全員が一律の標準報酬月額となります)

・健康保険料 28,160円 ・介護保険料 5,632円

3 出産育児一時金等の支給額変更

(1) 変更内容

健康保険法の改正に伴い、出産育児一時金等の支給額が40.8万円から48.8万円に変更になります。
これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る一時金等の支給額は以下のとおりとなります。

現 行	： 40.8万円 + 加算額1.2万円	総額42万円
改正後	： 48.8万円 + 加算額1.2万円	総額50万円

(2) 変更日

2023年4月1日以降の出産より

4 添付資料 保険料月額表

以 上
適用給付レセプトグループ TEL : 044-738-3010
※音声ガイダンスは3を押してください。